

1. 私たちに関することを決めるときは、必ず私たちをまじえて定めること。

2. 次の事項を早急に解決すること。

- (1) 療育手帳のサイズ、デザインを全国共通のものにすること。
- (2) 全国、全道、各地の手をつなぐ育成会に必ず本人理事を入れること。
- (3) 自立支援医療の対象となっていない人(3割負担の人)の医療費の自己負担を1割にすること。

3. 福祉サービスのことばや説明の仕方をわかりやすくすること。

- (1) 行政やサービス提供者は、全ての生活場面において、割引制度などを分かり易く、そして正しく当事者へ伝えること。
- (2) 青い鳥郵便葉書や福祉灯油などについて、今まで以上に分かるようにすること。

4. 私たちが「いきいき」「のびのび」「ゆうゆう」と暮らせるために、必要な人は24時間365日、適切な支援を受けられるようにすること。

- (1) 地域で暮らすために、必要な人には、24時間365日ホームヘルパーの支援を受けられるようにすること。
- (2) グループホームで安心して暮らせるような体制にすること。
- (3) 何処に住んでいても、必要で適切な福祉サービスを受ける権利を保障し、地域格差をなくすこと。
- (4) 一人暮らしの人が、夜も安心して相談を受けられるようにすること。
- (5) 各地域に障がいのある人が気軽に相談できるピア・サポーター(常設)を置くこと。将来的に男女ひとりづつ置くこと。
- (6) 全国の仲間と交流して各地に本人活動やピア・カウンセリング活動を広げるために、各地域に連絡協議会をつくらう。そのための支援が必要。
- (7) 本人活動をまだ知らない地域のために、もっと本人活動を広めること。
- (8) 「生活」「住宅」「仕事」など、地域で暮らしていくためのあらゆる情報を私たちに正しく伝えること。

5. 私たちが暮らせるだけの就労とお金を保障すること。

- (1) 年金が無い人には、年金がもらえるようにすること。
- (2) 職場で働く人の最低賃金をあげること。
- (3) 福祉的就労で働く人の工賃をあげること。
- (4) 国や行政は、お金(所得)の保障に責任をもち、生活をしっかりと支えること。
- (5) 働くときに、仕事をわかりやすく説明してくれる支援者を必要に応じてつけること。

- (6) 働く人が相談できる相談員を必ずつけること。
- (7) 就労をする場所と日中を過ごす場所をふやすこと。
- (8) 生活保護費を減らす場合には、仕事に就いていない人への就労支援も同時におこなうこと。

6. 災害のときや日常生活でも、障害のことを理解し、本人の障がいに応じた対応(合理的配慮)をおこなっていくこと。

- (1) 火災や災害から私たちを守るために、防火防災対策をしっかり立てること。
- (2) 国や行政は、私たちの安全の保障に責任をもつこと。
- (3) 地震や津波などの災害に対する避難体制を整えること。

7. 日本が「障がいの権利条約」を受け入れました。(批准しました)。「障害者差別解消法」が平成28年4月から始まります。「障害者虐待防止法」も見直しの時期にきています。よりよいものに変えられるように、当事者の意見を聞くこと。

- (1) 年金の横領や給料の未払いが札幌で起きた。全国でもいじめや虐待、差別がおき続けている。私たちの権利を守ること。
- (2) 「障害者総合支援法」や「障がい者基本法」で使われている「可能な限り」という表現をやめ、サービスが必要な人が必要なだけ使えるようにすること。そして、孤独死などの事件を繰り返さないこと。
- (3) 私たちは、「恋愛」「結婚」「出産」をする権利を有する人間であり、そのことを社会全体が認め、そして守ること。
- (4) 「障害者権利条約」と「北海道障がい者条例」「障害者差別解消法」など、自分達に関係するむずかやくそくを社会全体にわかり易く知らせること。

8. 「共に学ぶ教育」の実現

- (1) 障がいがあっても、すべての子どもが地域の学校で義務教育を受ける権利を保障し、ともに学ぶ体制を整備すること。
- (2) 高校などへの進路について、自分たちの意見を聴くこと。

2015年8月9日

第60回 北海道手をつなぐ育成会全道大会

第21回 本人大会北広島大会 参加者 272名の決議